

恩納村で\2人の/ 結婚生活

始めませんか？



令和7年度

恩納村結婚新生活支援事業補助金

恩納村では夫婦ともに39歳以下の新婚世帯に対して、住宅の取得費用
住宅賃借費用、引越し費用の一部を補助します。

1世帯あたり

最大30万円の補助

※予算がなくなり次第、締切となりますのでご了承ください

詳しくは、裏面をご参照ください



結婚新生活支援事業補助金



対象となる経費

令和7年4月1日から令和8年3月31までの間
に支払った下記費用の合計額の一部を支給します



対象となる世帯

※以下の要件を全て満たすもの

令和7年3月から令和8年3月までに婚姻届を提出し受理された世帯

補助金申請日において、住民票の住所及び結婚に伴う新たに生活を送るための
居住の住所が恩納村であること。

※継続して恩納村に居住する意思があること

夫婦の婚姻日における年齢がともに**39歳以下**であること

取得できる最新の所得証明書をもとに夫婦の**所得の合計額が1,244万円未満**

※奨学金を返済している場合は、年間返済額を控除します。

結婚を機に新たに村内に住宅を購入又は賃貸した世帯、引越した世帯

他の公的制度による家賃補助、他市町村で本補助金等を受けていないこと

詳しくは村ホームページをご確認ください

お申込み・お問い合わせ先

恩納村役場 定住促進室

〒 904-0492 恩納村字恩納2451番地

TEL 098-966-1201

MAIL teijuu@vill.onna.lg.jp

